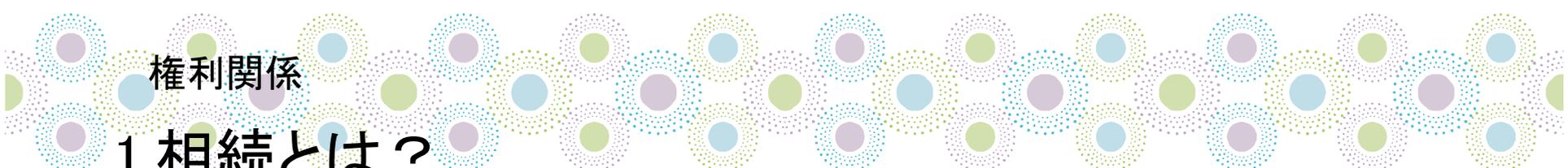


①7相続

- 法定相続人と法定相続分
- 相続の承認と放棄
- 遺言と遺留分、遺留分減殺請求





権利関係

1. 相続とは？

- ・権利や義務が、**包括的に承継**されること
- ・死亡した人＝被相続人
- ・承継する人＝相続人

2. 法定相続

- ・被相続人の財産は次の順序で分配される
- ①遺言 遺言があればまずこれに従う
 - ②相続人の合意 次に相続人の合意があれば、遺言がなくてもその合意にしたがって処分
 - ③法定相続 遺言がなく、合意も不調の時は、法律の規定通りに分配・処分

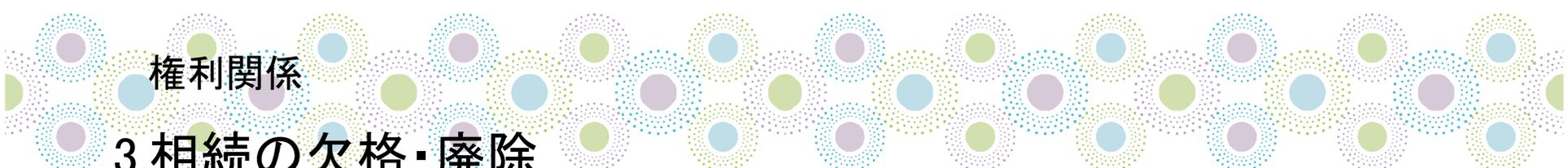
権利関係

法定相続人と法定相続分

	法定相続人	法定相続分
①第1順位	配偶者＋子	配偶者 1/2 子 1/2
②第2順位	配偶者＋直系尊属	配偶者 2/3 直系尊属 1/3
③第3順位	配偶者＋兄弟姉妹	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4

- ・代襲相続
- ・相続人となりうる者が相続開始前or同時に死亡しているとき
- ・相続欠格・廃除のとき(相続放棄は代襲しない)

※内縁の妻は法定相続人になれない



権利関係

3.相続の欠格・廃除

・相続の資格を失う3つの場合

①欠格 法定相続人が重大な違法行為を行った場合

Ex.被相続人や先順位相続人を殺害し刑に処せられたときなど

②廃除 法定相続人が被相続人に対して虐待・侮辱などをし、被相続人の請求で、その相続資格を失わせること

(被相続人は遺言で廃除を行うことができる。廃除の取り消しもいつでもできる。)

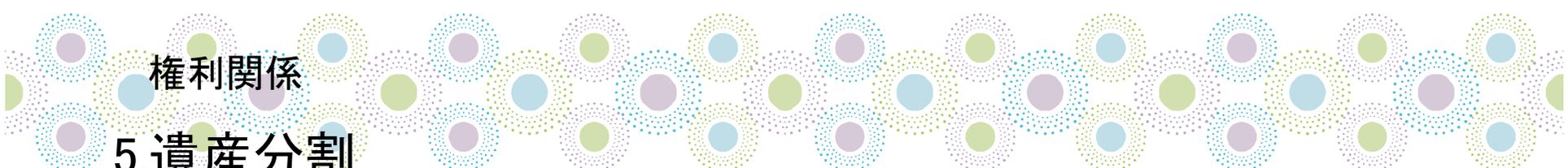
③相続放棄

権利関係

4.相続の承認と放棄

- ・最終的に相続するかしないかは、相続人の意思による
 - ～なぜなら場合によっては多額の借金を背負うことにもなりかねないから
 - ～なので承認か放棄かの意思表示が必要
 - ⇒自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内にこの意思表示が必要！（3か月を経過すると、単純承認したものと見なされる）
- ・承認には二つある
 - 1) 単純承認 権利・義務のすべてを相続する
 - 2) 限定承認 相続によって得た財産の限度においてのみ、被相続人の債務を弁済する、という相続の承認
 - ～相続人が数人いるときは全員が共同して初めて可能
- ・放棄の場合の法的効果
 - ～初めから相続人でなかったことになる→代襲相続は生じない
 - 他の相続人全員での限定承認が可能

※限定承認&放棄は家裁への申述要



権利関係

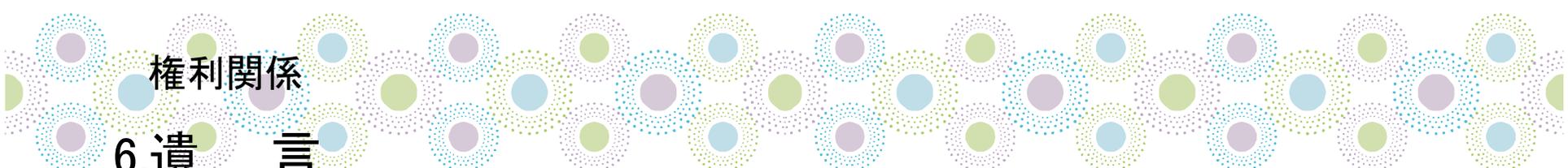
5.遺産分割

- ・多数の相続人がいるときは、土地や建物などの財産は、いったん相続人全員の共有財産になる

➡ これを各相続人に具体的に分割することが、**遺産分割**

～共同相続人の協議が調わない時は分割を家裁に請求可

なお、被相続人(遺言者)は遺言で分割の方法を定め、またはこれを第三者に委託することも可能。さらに5年を超えない範囲で、分割を禁止することも可能。



権利関係

6.遺言

・遺言は民法の定める方式によらなければ、その効力はない！

1) 遺言できる者 15歳以上で単独でOK(法定代理人の同意不要)

被保佐人・被補助人も単独でOK

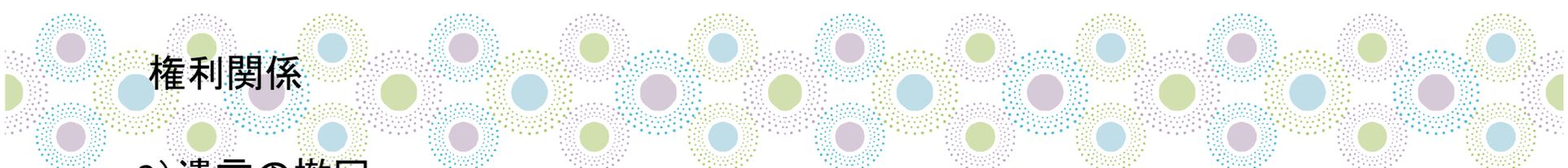
成年被後見人は少し厳しい

2) 遺言の3方式

ア) 自筆証書遺言 全文と日付・氏名を遺言者本人が自書することが必要

イ) 公正証書遺言 証人2人以上の立会いの下、遺言者本人が遺言の趣旨を公証人に口述し、これを公証人が筆記して作成したもの

ウ) 秘密証書遺言 遺言の存在を公証人の前で提示して明らかにしつつも、その内容は秘密にできるもの



権利関係

3) 遺言の撤回

遺言者はいつでも遺言の方式にしたがって、その遺言の全部または一部を撤回することができる。

(この撤回権を放棄することはできない)

4) 遺言の効力

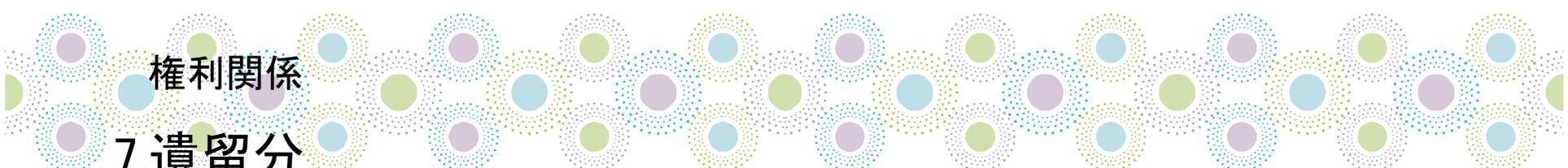
遺言は遺言者の死亡時からその効果を生じる

(停止条件付き遺言については、遺言者の死亡後、その条件が成就した時)

5) 遺言書の検認

遺言書の保管者は、相続開始を知った後遅滞なく、これを家裁に提出して、その検認を請求しなければならない

(偽造などがないか、調査・確認してもらうこと。ただしこの手続きを経ないことで遺言が無効になるわけではない)



権利関係

7.遺留分

Ex.全財産を他人に遺贈する・・・

～ちょっと待って！

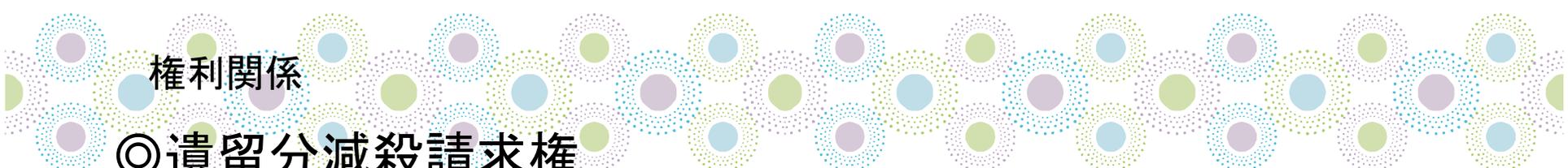
兄弟姉妹を除く法定相続人(配偶者・子・直系尊属)は、
遺贈の内容にかかわらず、相続財産の一定割合(これが遺留分)を
請求することができる！

・遺留分の割合

原則 相続財産の1/2

(ただし直系尊属のみが権利者である場合は、1/3)

その遺留分を相続の割合によって分ければよい



権利関係

◎遺留分減殺請求権

Ex. 全財産を他人に遺贈する・・・

実はこのような遺贈も無効ではない！

～なので、遺留分権利者が自己の遺留分を主張しなければ、遺贈通りになってしまう

～この主張を行ったとき、その部分について遺贈は無効になる



このことを、**遺留分減殺請求**という

- ・時効に気をつけよ ➡ ①遺留分権利者が相続の開始及び減殺すべき贈与または遺贈があったことを知った時から1年以内に行使する必要がある
- ②相続開始から10年を経過した時も時効により消滅する

権利関係

遺言・遺贈・遺留分のまとめ

遺言能力	15歳以上で単独で遺言できる
遺言の検認	公正証書遺言を除き、遺言は裁判所の検認が必要(※怠っても遺言は有効)
遺言の効力	原則、遺言者の死亡時
遺言の撤回	いつでも自由に撤回できる(撤回権の放棄は不可) 前後の遺言が抵触する場合、その範囲で前の遺言の撤回とみなす
遺贈の効力	遺言者の死亡前に受遺者が死亡した時は効力を生じない(代襲は生じない)
遺贈の放棄	包括遺贈は相続放棄と同じ。特定遺贈は死亡後いつでも放棄できる
遺留分	兄弟姉妹以外の法定相続人にあり(割合は相続分の1/2)
遺留分の侵害	遺留分を侵害した遺言も有効(ただし減殺請求の対象となる)
遺留分の放棄	相続開始前でも家庭裁判所の許可を得れば放棄できる(相続権は失わない)

宅建資格試験を受験されるあなたは、
必ず「**短期宅建合格マニュアル**」を入手してください。

マニュアルは[こちら](http://akazawa-kantei.com/)のホームページから無料でダウンロードできます
<http://akazawa-kantei.com/>

なお、本編のパワーポイントの資料は、
日建学院の「一発合格！どこでも学ぶ宅建基本テキスト2019年版」を
参照して作成しています。

